

「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」との関係について

- 論点例について、前回（第7回）までに出された主な御意見

一般社団法人日本医療安全調査機構が行う「診療行為に関連した死亡の調査分析事業との関係についてどのように考えるか。

- 調査分析事業を活かして（一社）日本医療安全調査機構が第三者機関を担うことも検討。
- 将来的には（一社）日本医療安全調査機構を活用した（全国で行う）枠組みを検討。
- 第三者機関の窓口は各都道府県での設置が望ましいが、現実的に困難が伴う場合は、まずは「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」を実施している10地域を核にして、近隣の県も対象とするように（10地域の地域事務局に）割り振ってはどうか。
- 今は（調査対象地域が）10地域しかないが、「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」を中心に考えて、この事業で、実務の在り方のどこが足りないのか、例えば、解剖をしなかった場合、後で第三者機関では受け付けるのか、今は医療機関からの申請でないとだめというところを患者からも受け付けるようにするとか、今まで取り組んできた事業の実績を踏まえて、そこに肉づけしていくようなことで実務を考えていった方が現実的ではないか。
- 「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」においては、遺体が移動することによって剖検できる仕組みがある。この事業で得られた経験を全国的に普遍化させて、比較的小さい病院でも病理解剖できる。

一般社団法人日本医療安全調査機構が行う「診療行為に関連した死亡の調査分析事業」によって得られた経験を全国的に普遍化させるとともに、当該事業において足りない部分を補うように第三者機関の実務を考えていってはいかがか。

また、現在、当該事業を実施している10地域を核にして全国で調査ができるようにしてはいかがか。